

原 安 第 351 号
平成 29 年 9 月 5 日

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 様
プルサーマルと佐賀県の 100 年を考える会 様
玄海原発反対からつ事務所 様
川内原発 30 キロ圏住民ネットワーク 様

佐賀県知事 山口 祥義

質問事項に対する回答について

2017年8月10日付けで提出のあった要請事項について、別紙のとおり
回答します。

2017年8月10日付け要請事項への回答について

【要請事項】

- | |
|---|
| <p>一. 火山灰濃度の新基準の要求を満たさず、単一故障の仮定に基づく現行の基準にも違反し、火山灰に対して脆弱な状態にある玄海原発3・4号機の再稼働同意を撤回し、新たな基準の下での審査のやり直しをさせるよう求めます。</p> <p>二. この問題について、九州電力、原子力規制委員会に説明を求めてください。</p> |
|---|

(答)

- 原子力発電所等への降下火砕物の影響評価に関して、規制上の位置付けや要求内容をどのようにするのか、現在、原子力規制委員会で検討が進められていることは承知しています。
- 現時点では規則上の位置付けや要求内容は定まっていませんので、県としては、今後とも原子力規制委員会における検討状況を注視したいと考えています。